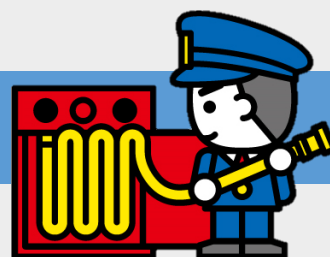


郵送による消防用設備等の点検報告の推進について

平成31年4月26日付、消防予第167号の通知により、消防用設備等点検結果の報告が義務付けられた全ての事業所において、郵送での報告が可能となりました。下記の報告方法に確認して利用してください。

【郵送による報告の方法】

1 送付書類等



(1) 点検結果報告書（正本）

- ① 届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れ等がないように確認をしてください。
- ② 報告書の内容について確認するため消防署から連絡する場合がありますので、報告書別記様式第1の電話番号欄には、報告に関して対応可能な方の連絡先を記入してください。

(2) 点検結果報告書（副本）希望部数

- ① 消防署において受付印を押印した点検結果報告書の返信を希望する場合に必要です。
- ② 正本と同じ内容が記載されていることを確認してください。

(3) 副本返信用封筒1通

- ① 消防署による受付印を押印した点検結果報告書の返信を希望する場合に必要です。
- ② 副本の重さや大きさに応じた**返信に必要な料金分の切手を貼付してください**。封筒の大きさ、重さによって料金が異なりますのでご注意ください。予め宛名をご記入ください。

2 返信時期

副本の返信を希望される場合は、受付後、概ね1～2週間程度で返信します。

郵送件数の多寡により、返信時期が遅れることがあります。

3 留意事項

- (1) 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。

- (2) 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- (3) 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。また、副本の返信を希望する場合、返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができません。これらに該当する場合は、改めて返信用の封筒を郵送していただくか、受付窓口へお越しいただく等の対応が必要となりますので、以下の事項を改めて確認してください。

4 確認事項

- (1) 点検結果報告書に記載漏れに注意して下さい。特に防火管理者欄（防火管理者が選任されている場合に限る。）及び立会者欄（点検に立ち会った者がいる場合に限る。）
- (2) 点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか。（下記点検票は特に注意してください。）
- ①点検票別記様式第23（非常電源専用受電設備）
 - ②点検票別記様式第26（配線）
- (3) 副本の返信を希望する場合は、正本と同じ内容のものを希望部数用意していますか。
- (4) 副本の返信を希望する場合は、返信用封筒に副本の重さや大きさに応じた必要な料金分の切手を貼り、宛名を記載していますか。（宛名は、副本を返信するために必須です。無記入、誤記入等が無いよう、今一度確認して下さい。）

【送付先】

峡南消防本部予防課・北部消防署 〒409-3605 山梨県西八代郡市川三郷町下大鳥居27

峡南消防本部中部消防署 〒409-2522 山梨県南巨摩郡身延町下山231-52

峡南消防本部中部消防署南分署 〒409-2101 山梨県南巨摩郡南部町楮根2890-1

※ 対象物により管轄課・署が違いますので事前にご確認ください。